

子育て世帯への給付金に関する事業概要比較一覧表

給付金名称	【国】子育て世帯への臨時特別給付金	【市独自】宮崎市子育て世帯応援給付金
支給対象児童	<p>○平成16年4月2日から令和2年3月31日までに生まれた子ども (新高校1年生含む) ※今年(令和2年)4月1日以降に生まれた子どもは対象外 ※児童手当の特例給付受給者の子どもは対象外</p>	<p>原則として、以下の①および②のどちらの条件も満たす方が対象 ①平成17年4月2日から令和2年4月30日までに生まれた子ども (中学生までの子ども) ②令和2年4月1日～30日のいずれかの日に宮崎市に住所があった子ども(4月に生まれたり、宮崎市内に転入した場合でも①に該当すれば対象)</p>
給付額	○対象児童一人につき 1万円	○対象児童一人につき 5千円
支給対象者	○令和2年4月分(3月分含む)の児童手当受給者(特例給付除く) ※令和2年3月31日の居住市町村から支給	○令和2年4月1日から令和2年4月30日までのいずれかの日に宮崎市に居住する子どもを養育する方(所得制限なし)
支給時期	○6月11日(木):本市児童手当受給者 ○7月上旬～:公務員	○5月22日(金):本市児童手当受給者 ○6月19日(金):本市児童手当受給者(4月異動者) ○6月中旬～:公務員等
案内	○5月25日(月):本市児童手当受給者は、市から案内文書送付 ○公務員は、勤務先(所属庁)から申請書等配付	○5月7日(木)発送:本市児童手当受給者 ○6月2日(火)発送:本市児童手当受給者(4月異動者)と 公務員等
申請方法	○本市児童手当受給者は、 <u>申請不要</u> ○本市に居住する公務員の方は、 <u>申請が必要</u>	○本市児童手当受給者は、 <u>申請不要</u> ○本市に居住する公務員の方や市外へ単身赴任中の方は、 <u>申請が必要</u>